

2025 年度事業報告について

■公益目的事業の実施状況

1. 奨学事業

(1) 2025 年度 奨学生人数及び支給額

高校奨学生には 1 人年額 36 万円、大学奨学生には 1 人年額 72 万円を支給しました。(いずれも返済不要)

	当期実績		前期実績		当期計画	
	人数(内、新規)	支給額	人数	支給額	人数	支給額
高校奨学生	117 人(48 人)	42,120 千円	109 人	39,240 千円	117 人	42,120 千円
大学奨学生	20 人(3 人)	14,400 千円	23 人	16,200 千円	22 人	15,840 千円
計	137 人(51 人)	56,520 千円	132 人	55,440 千円	139 人	57,960 千円

※高校奨学生の当期実績並び計画には、モノづくり奨学生の人数及び支給額を含みます。

(2) 奨学生募集及び選考状況

	募集 対象	募集先	募集 時期	募集 人数	応募者 人数	選考委員会 開催日	選考 人数
<u>2025 年度</u> 高校奨学生	高校 2,3 年生	県内高校 136 校	2025.4.4～ 2025.5.13	10 人	31 人	2025.5.28	10 人※
<u>2026 年度</u> 高校奨学生	中学 3 年生	県内中学 284 校	2025.9.4～ 2025.10.31	30 人	55 人	2025.11.19	30 人※
<u>2026 年度</u> モノづくり奨学生	中学 3 年生	県内中学 284 校	2025.12.1～ 2026.1.31	15 人	9 人	2026.2.18	9 人
<u>2026 年度</u> 大学奨学生	高校 3 年生 高専 5 年生	県内高校及び 高等専門学校	2025.5.29～ 2025.7.31	5 人	24 人	2025.9.3	5 人

※選外となった高校 2,3 年生 21 名並びに中学 3 年生 25 名には図書カードを支給。

(3) 授与式・懇親会・モノづくり研修会について

① 高校奨学生・大学奨学生対象「奨学生認定証授与式並びに懇親会」

8月7日、グランドホテル浜松にて開催し、奨学生や卒業奨学生、新規高校奨学生の引率教員他多くの皆様に参加いただきました。

また、新規奨学生は、懇親会終了後にスズキ歴史館を見学しました。

《参加者》 高校・大学奨学生 92名、 卒業生 11名、
引率教諭 21名、 来賓・財団関係者 17名
計 141名

② モノづくり奨学生対象「奨学生認定証授与式並びに研修会」

2026年3月27日、スズキ歴史館にて開催し、2026年度採用となる新規奨学生並びに先輩奨学生、財団関係者の合わせての29名の方に参加いただきました。

③ モノづくり研修会

モノづくり奨学生を対象に、計2回の研修会を開催しました。

開催日	研修名	場所	対象者	参加人数
11月3日	ジャパンモビリティショー見学	東京ビッグサイト	2025年度生	7人
3月27日	エンジン分解・組立	スズキ歴史館	2025年度生	7人
〃	スズキ歴史館見学 四輪車製造ライン見学 モノづくり改善事例見学	スズキ歴史館 スズキ湖西工場	2026年度生	9人

(4) 2025年度卒業生

卒業生の人数と進路

	大学 進学	専門学校 進学	就 職	大学院 進学	進 級	その他	計
高校卒業生	23人	3人	2人	—	—	11人	39人
大学卒業生	—	0人	3人	1人	1人	0人	5人

なお、高校奨学生には、当財団から理事長名の「祝詞（しゅくし）」と図書カード(5千円/人)を贈りました。

(5) 静岡文化芸術大学奨学金

静岡文化芸術大学の学生に対し、一層の向学心向上を奨励し、成績優秀な学生の修学環境を整備することを目的として奨学金を給付しています。

2025 年度は、同大学の学部 3 年生 7 人に、返済不要の奨学金 1 人 30 万円を支給しました。なお、奨学生は、学部 1, 2 年時に優秀な成績を修めた者を、各学科（国際文化学科 2 名、デザイン学科 3 名、文化政策学科及び芸術文化学科各 1 名）より推薦いただき、理事会承認を経て決定しました。

また、2026 年 3 月に卒業となった 2024 年度奨学生 7 人からは、成績証明書と卒業レポートの提出を受けました。

2. 外国人学校支援事業

外国人就労者の子どもたちの学習環境を整えるため、浜松市中央区雄踏町にある外国人学校「ムンド・デ・アレグリア学校」の支援をしています。

2025 年度は、同校の運営状況を勘案し 300 万円の資金援助を行いました。

3. 特別支援学校支援事業

障害のある子どもたちが、スポーツや学習活動を通じてあらゆる可能性を見いだせるよう、静岡県内の特別支援学校 33 校の PTA に対し、児童・生徒が使用する物品 33 品（総額 2,040 万円、工事費等含む）を寄贈しました。

募 集 時 期：2025 年 6 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日

選考委員会：2025 年 10 月 7 日

(1) 2025 年度 寄贈結果

地区(全学校数)	当期実績※		前期実績	
	寄贈校数	寄贈額	寄贈校数	寄贈額
東部地区(16 校)	13 校	4,873 千円	13 校	8,741 千円
中部地区(11 校)	9 校	6,740 千円	9 校	6,232 千円
西部地区(14 校)	11 校	8,789 千円	13 校	8,675 千円
計(41 校)	33 校	20,403 千円	35 校	23,648 千円

※前期実績には電子黒板研修会開催費用 499 千円を含みます。

(2) 寄贈式並びに寄贈物品活用状況

2 月 3 日、グランドホテル浜松において、寄贈先の校長並びに P T A 会長他に
参加いただき「特別支援学校支援事業 寄贈式」を開催しました。

《参加者》 P T A 代表者 28 名

学校代表者 32 名

来賓、財団関係者 32 名

計 92 名

また、各学校に寄贈物品の活用状況を共有していただけるよう、「寄贈式」にて
代表校に物品の活用状況を報告いただいた他、寄贈一年後と二年後には各学校
より使用状況を報告いただき、それを「寄贈物品使用状況報告書」として冊子に
まとめ、県内すべての特別支援学校に配布しました。

4. 財団広報活動

奨学生の募集を学生本人のみならず保護者や関係者の方にも周知できるよう、
奨学生募集ポスターを作成し、県内の中学校並びに高等学校に配布、さらに各奨
学生の募集要項を「県民だより」に掲載しました。

また、広く財団の活動を紹介できるよう、リーフレットを作成しました。
リーフレットやポスターは、県内の教育委員会や社会福祉協議会等にも配布して

■法人の運営体制の充実を図るための取り組み

1. 理事会・評議員会を中心としたガバナンス体制の確立

当財団では、定款および関係規程に基づき、理事会および評議員会を定期的に開催し、法人運営に関する重要事項について適切な意思決定を行っている。理事会は、原則として対面にて年2回（6月および2月）開催し、事業計画・予算、決算、重要な規程の制定・改廃、助成事業の方針、財産の運用方針等について審議・決定している。また、評議員会においては、理事会の決定事項を含め、法人運営全般についての監督機能を果たしている。

これらの会議体を通じて、理事および評議員がそれぞれの役割に基づき適切に関与する体制を構築し、公益法人としての透明性および説明責任の確保に努めている。

2. 監事によるチェック体制の確保

当財団では、理事の職務執行および法人の財産状況について、監事による監査を受けている。

また、毎月、月次報告書を作成・発行し、毎月の業務執行状況に加え、費用の入出金状況および月末時点の財産目録について確認を行う体制を確保することで、健全かつ信頼性の高い法人運営を行っている。

3. 事務局体制の整備と業務分掌の明確化

当財団では、理事会等の意思決定を確実に実行に移すため、事務局体制の整備を重視している。事務局内においては、助成事業、会議運営、経理・会計、対外連絡等について業務分掌を明確化し、各職員の役割と責任を明らかにすることで、効率的かつ安定的な運営を行っている。

また、例えば費用の支払い等の業務プロセスにおいては、起案・確認・決裁といった複数名が関与する体制を採用し、事務処理の正確性および透明性の確保に努めている。これにより、特定の職員に業務が集中することを防ぎ、組織としてのチェック機能を確保している。

4. 業務の属人化防止と引継ぎ体制の整備

当財団では、業務の属人化を防止し、将来にわたって安定した法人運営を維持する観点から、業務内容や手続の文書化を進めている。助成事業の募集・審査・報告、理事会・評議員会の運営、会計処理等について業務マニュアルや引継ぎ資料を整備し、事務局内で共有することで、いつでも業務を引き継ぐことができる体制を整えている。

また、職員の異動や退職が生じた場合においても、業務が円滑に継続できるよう、計画的な引継ぎを行う体制を整え、法人運営の継続性および安定性の確保に努めている。

5. 法令遵守および会計・制度改正への対応

当財団は、公益法人として高い社会的信頼が求められることを踏まえ、公益法人関係法令および関係ガイドラインを遵守した運営を徹底している。公益法人制度や会計基準等に関する改正については、内閣府等が公表する資料や説明会等を通じて最新情報を把握し、必要に応じて規程や運用の見直しを行っている。

また、外部講習会への参加を通じて、役職員の知見の向上にも努めている。

これらの取組により、法令に則った適正な会計処理および事業運営を行い、公益法人としての信頼性の維持・向上を図っている。

6. 社会的課題の解決に向けた事業の効果に係る定性的・定量的測定

当財団では、奨学金事業に関し、以下の効果測定及び実効性を高める取り組みを行っている。

【取り組み内容】

- ・ 目的の達成のための取り組みに対する効果測定

当財団は、「静岡県青少年の健全育成に寄与するための助成」に関し、取り組みの効果を把握するため、以下を行っている。

- ① 現奨学生については、就学状況と家庭状況を把握するため、年に1度「家庭状況報告書」と「成績表」を取得し、奨学生の選考が適切であったかを評価するとともに、家庭急変でさらなる支援が必要ではないかなどを判断している。
- ② 卒業奨学生に対しては、卒業後の進路と卒業レポートの提出を依頼し、進学や就業の状況を把握し、就業については、どの程度静岡県に就労し、地域貢献をしているかの確認を継続的に行っている。
- ③ 現奨学生と卒業生の交流の場を提供するため、新規奨学生の認定証授与式に合わせ、懇親会を開催している。8月に行われた懇親会では、新規奨学生から決意表明、卒業奨学生からは、現奨学生に対し、学生時代の体験や大学・社会人生活でのアドバイスなどを話してもらう。これからを通じ、奨学生同士のつながりや奨学生としての意識向上をうながし、将来、社会に貢献できる人材の育成に努めている。

上記の取り組みに対し、具体的な数値による効果測定の基準は設けていないが、奨学生が意欲的に安心して勉学や課外活動に打ち込んでいること、卒業生が社会に貢献していることを確認することで、定性的に効果を図っている。また、奨学生の選考の適切性を評価することにより、今後の選考における基準の改善につなげている。

2025 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため附属明細書は作成しません。

以上